



経営改善支援への取組み

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への経営改善支援に重点的に取り組んでいます。

1. 経営計画策定支援への取組み

中小企業者が抱える課題を見える化し、経営の改善につなげるため、中小企業者の経営計画策定支援に取り組んでいます。

●PICK UP!

中小企業者から金融相談を受けた際は、資金調達に併せて経営計画の策定を実施する「伴走支援型特別保証」をお勧めしています！

伴走支援型特別保証（令和3年4月取扱開始）

保証申込前に中小企業者が金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を策定し、当該保証付き融資の借入期間中に金融機関から継続的な伴走支援を受けることで、経営の安定や生産性の向上等を図ることを目的とした保証制度です。

〈制度の特徴〉

- 国が信用保証料の一部補助を行うことで、**中小企業者の当初負担は一律0.2%相当額となります。**
- 保証申込書に「経営者保証免除対応確認書」を添付することで**経営者保証が不要となります。**

〈融資対象者〉

次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ「経営行動計画書」を策定した方

(1)セーフティネット4号認定

(2)セーフティネット5号認定*

※売上高等減少率15%以上に限りませ

(3)危機関連認定

【「経営行動計画書」の主な内容】

現状認識

No	項目	内容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み (課題)	
③	経営状況、財政状況 (課題)	

財務分析

直近の決算期

①売上増加率(売上持続性)(%)	④ EBITDA 有利子負債倍率(健全性)(倍)
②営業利益率(収益性)(%)	⑤営業運転資本回転期間(効率性)(か月)
③労働生産性(生産性)(千円)	⑥自己資本比率(安全性)(%)

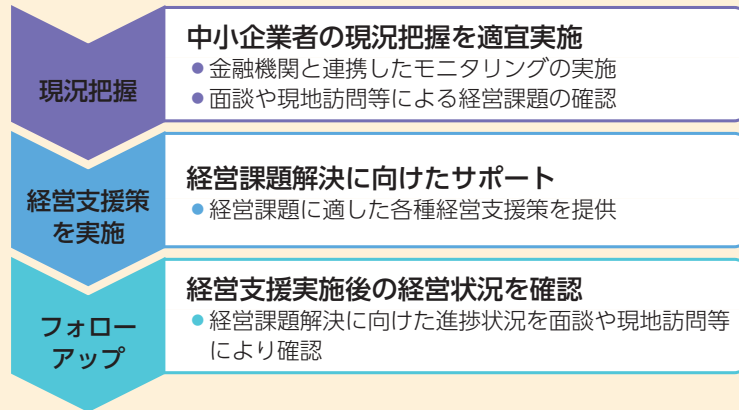
具体的なアクションプラン

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					

2. 経営支援への取組み

中小企業者の様々な「声」に耳を傾け、経営課題の解決を共に目指す経営支援に取り組んでいます。

◆経営支援のフロー



◆経営支援策の例

【専門家派遣】

経営課題を抱えている中小企業者に豊富な知識と経験を有する専門家を派遣し、目標実現や課題解決に向けたお手伝いをしています。原則として、費用は当協会にて負担します。

埼玉県中小企業診断協会、日本技術士会埼玉県支部、日本公認会計士協会埼玉会等と連携し、中小企業者が抱える経営課題に適した専門家を派遣しています。

【経営サポート会議】

「経営サポート会議」は、中小企業者が抱える金融面の課題解決をサポートするため、中小企業者と取引金融機関等の関係者が集まり、支援の方向性について意見交換を行う会議です。

当協会が事務局を務め会議を円滑に運営することで、課題の早期解決をサポートしています。

外部評価委員会を開催しました

令和3年6月25日に当協会の外部評価委員会を開催しました。

外部評価委員会は、保証協会の経営および業務全般について第三者が客観的に評価することを目的に設置されています。

委員会においては、令和2年度経営計画および第5次中期事業計画の自己評価について説明しました。

外部評価委員の方からは、「当初計画と大きく異なる結果となったが、コロナ禍という非常事態にもかかわらず、中小企業の資金繰り支援に貢献できたことは評価できる」等の意見をいただきました。

なお、外部評価委員会での評価等は、当協会のホームページに掲載予定です。





気になる疑問を解決!

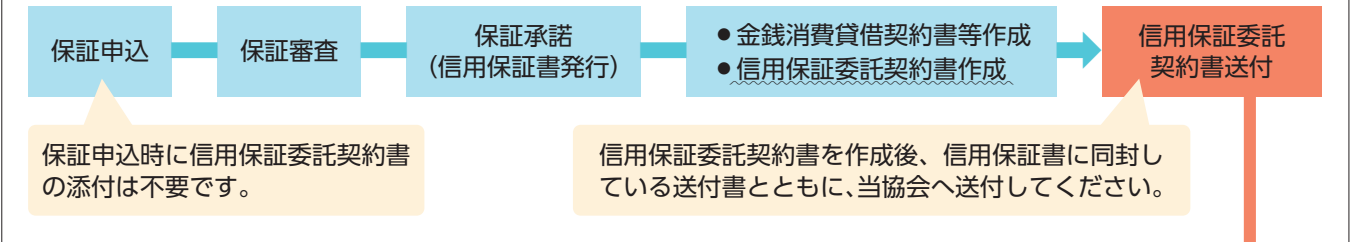
信用保証

Q&A

Q 「信用保証委託契約書の『後取り』」について教えてください。

A 信用保証委託契約書を保証申込時に当協会へ送付するのではなく、保証承諾後に当協会へ送付する事務手続きを「信用保証委託契約書の『後取り』」といいます（令和3年7月1日当協会受付処理分から取扱開始）。これにより、信用保証委託契約書の作成を、金銭消費貸借契約書等と併せて行うことが可能となります。

〈参考〉信用保証委託契約書「後取り」の事務フロー



～信用保証委託契約書記入時の留意事項～



信用保証委託契約書

埼玉県信用保証協会 行

※委託者または連帯保証人となる方が個人の場合、委託者・連帯保証人欄に必ず本人が署名してください

令和 年 月 日

〒 郵便番号

住所

氏名

印鑑証明書のとおり、住所・氏名等を入力してください。
※印鑑証明書にマンション名等が記載されている場合は省略せずに記入してください。

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者および保証人は、次の借入事項および各事項を締約します。
なお、本契約は委託者が借入事項による借入をした日(ただし、借入形式が2、3および5の各口の場合は和印の借入をした日、借入形式が4の場合は委託者が金融機関との間で当該貸借契約を締結した日とします。)をもって成立するものとします。

【借入事項】

金融機関名	() (実況)
借入形式 (該当欄を○で記入してください)	1 貸付 2 手形貸付(イ 短期 □ 極度) 3 手形割付(イ 短期 □ 極度) 4 当座貸付(イ 貸付専用型 □ 事業者カーローン) 5 電子記録簿貸付(イ 借付 □ 極度(手形・電子記録簿両方の割付を含む)) 貴協会の審査により借入形式が変更された場合は、その借入形式を承認します。
借入金額	円(借入形式が2・3・5の口、および4の場合は極限額) 貴協会の審査により極限額決定された場合は、その決定された金額を借入金額とします。

金融機関・協会使用欄

保証番号

信用保証書に記載された保証番号を記入してください。

日付を必ず記入してください。

印鑑証明書のとおり、住所・氏名等を入力してください。
※印鑑証明書にマンション名等が記載されている場合は省略せずに記入してください。

信用保証書に記載された、貸付金額・貸付形式を記入してください。

信用保証書に記載された保証番号を記入してください。

Q 令和3年度の県制度融資の変更点について教えてください。

A 主な変更点は以下のとおりです。

(1) 融資利率

資金名称	融資期間	令和2年度 下半期	令和3年度上半期		
		一律	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内
経営安定資金（大臣指定・特定業種以外）		1.0%	<u>0.7%</u>	<u>0.8%</u>	<u>0.9%</u>
経営安定資金（大臣指定・特定業種）（知事指定）		1.1%	<u>0.8%</u>	<u>0.9%</u>	<u>1.0%</u>
経営あんしん資金		1.3%	<u>1.1%</u>	<u>1.2%</u>	<u>1.3%</u>

(2) 融資限度額および融資期間

資金名称		令和2年度	令和3年度
経営安定資金	限度額	運転 5,000万円 設備 5,000万円 ※設備資金は災害復旧関連のみ利用可能	運転 <u>8,000万円</u> 設備 <u>8,000万円</u> ※設備資金は災害復旧関連のみ利用可能
	期間	運転 7年以内（据置1年以内） 設備 10年以内（据置1年以内） ※災害復旧関連の場合、据置2年以内	運転 <u>10年以内</u> （据置1年以内） 設備 10年以内（据置1年以内） ※災害復旧関連の場合、 <u>据置3年以内</u> （大臣指定危機要件は <u>据置2年以内</u> ）
経営あんしん資金	限度額	運転 5,000万円	運転 <u>8,000万円</u>
	期間	運転 7年以内（据置1年以内）	運転 <u>10年以内</u> （据置1年以内） ※ <u>知事が指定する特別な災害等の場合、据置3年以内</u>

(3) 経営安定資金の受付機関変更

制度融資の手続き簡素化・利便性の向上を図るため、**経営安定資金**の申込受付機関が以下のとおり変更されています。なお、知事指定に係る認定については、従前どおり商工会議所等で受付を行います。

令和2年度	令和3年度
事業所所在地の商工会議所・商工会	<u>申込金融機関</u>



表紙のイラスト ファンボルトペンギン (埼玉県こども動物自然公園)

東松山市の「埼玉県こども動物自然公園」には、ファンボルトペンギンの生息地であるチロのチロ工島にある保護区を再現した“ペンギンヒルズ”というエリアがあります。ここでは、ペンギンたちが草地の斜面を歩き回る姿や、丘にある箱型の巣穴で生活する姿を観察できます。

ペンギンといえば、氷の上を歩く涼しげなイメージがありますが、ここで暮らすファンボルトペンギンはもともと温帯の乾いた大地で生きるペンギンです。とはいえ、彼らも暑さに強いわけではありません。夏は巣の中や日かげで直射日光を避け、ペンギンヒルズ内の涼しい場所を選んで夏の暑さを乗り切る努力をしているのです。私たちも熱中症対策をして、彼らと一緒に暑い夏を元気に乗り切りましょう！



■ ご相談・お問い合わせ先

保証申込みに係るご相談・お問い合わせ	
特定社債保証・流動資産担保融資保証 (ABL)	経営支援部 (審査課)
海外展開に関する保証	
NPO 法人に係る保証	
創業に関する保証 (創業3年未満)	経営支援部 (創業支援課)
上記以外の保証	本店営業部・各支店 (保証課)
条件変更・経営支援に係るご相談・お問い合わせ	
期間延長・返済方法の変更	本店営業部・各支店 (企業支援課)
連帯保証人の追加・解除、債務引受	
保証条件担保の変更	
経営支援	
融資 (条件変更) 実行後に係るご相談・お問い合わせ	
貸付 (条件変更) 実行、償還・完済に係る手続き・報告	業務統括部 (保証事務課)
信用保証料の送金、返戻	企画総務部 (経理課)
事故・代位弁済に係るご相談・お問い合わせ	
事故報告に係る手続き	本店営業部・各支店 (企業支援課)
代位弁済に係る手続き	業務統括部 (代位弁済課)

■ 事務所のご案内

本店

TEL 検査指導室 048(647)4718	債権管理部
企画総務部	管理一・二課 048(647)4717
企画情報課 048(647)4712	管理統括課 048(647)4715
総務課	本店営業部
経理課 048(647)4711	保証一課 048(647)4721
業務統括部	保証二課 048(647)4722
業務統括課	企業支援課 048(647)4723
保証事務課 048(647)4713	
代位弁済課 048(647)4714	
経営支援部	
創業支援課 048(647)4720	
経営支援課	
審査課 048(647)4716	

熊谷支店

TEL 保証課 048(521)5221
企業支援課 048(521)5277

川越支店

TEL 保証課 049(249)1681
企業支援課 049(249)1671

春日部支店

TEL 保証課 048(731)7311
企業支援課 048(731)7312

ご相談内容に応じたサポートデスクもご用意しています！

- 創業に関するご相談・・・創業サポートデスク 048-729-7911
- 海外展開に関するご相談・・・海外展開サポートデスク 048-729-7912
- 事業承継に関するご相談・・・事業承継サポートデスク 048-729-7913